

平成21年度 第2回洞爺地区地域審議会会議録

日 時 平成22年2月12日(金)

13時30分から

場 所 洞爺総合センター大会議室

会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 議 題
 - (1) まちづくり交付金事業について
 - (2) 国民健康保険税不均一課税の是正に伴う保険税率の改正について
- 5 その他
- 6 閉 会

出席委員

伊 藤 文 雄 矢 野 克 典 藤 盛 重 晴 高 橋 哲 也
原 昌 明 大 広 博 子 岩 原 義 美 毛 利 政 則

欠席委員

和 泉 清 志 稲 實 邦 章

会議に出席した町職員等

長 崎 良 夫 中 澤 茂 宮 崎 正 紀 鈴 木 清 隆
山 崎 貞 博 西 代 光 明

○傍聴者

無し

- 1 開 会 13:30

事務局 皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

平成21年度第2回地域審議会を開催致します。開催に当たり伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

- 2 会長あいさつ

会 長 皆さんこんにちは。2月も中旬に入りまして少し温かい日が続きますがまだまだ積雪の時期は3月までつづきます除雪等の対応があろうかとおもいま。本日の地域審議会は第2回目ということでお集まりいただきまして町の方からまちづくり交付金事業、国民健康保険税の不均一課税の是正に伴う保険税率の改正についてのお話がありましてお集まりいただきました。また、年度を明けて4月には町長の選挙ということもありまして、我が洞爺湖町にとっても一つの大きな節目の時期であり大事な年になろうかと思えます。我々洞爺地区の色々な事業で地域審議会が町から提案を受けながら話し合いも持ってきましたが、

これをもう一步実になるものにしていきたいと考えつつなかなか集まる回数も少ない中でございますのでその他の中で皆様の方から洞爺地区のまちづくり等の積極的な提案をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 続きまして長崎町長よりご挨拶を申し上げます。

町 長 皆様本日はご苦勞様でございます。

本年は正月早々から厳しい寒さでと近年にない雪ということで大変皆様も苦勞をされていることと思います。2月半ばというと少しは温かさを増してきたようにも感じますが、今日は何か冷え込んでいるような状況であります。どうか体調には充分気をつけていただきたいと思います。今日は第2回の洞爺地区地域審議会を開催いたします。大変ご多忙な中出席をいただきまして有難うございます。今日の審議会につきましては22年度の予算との関係もございまして22年度の予算編成を終わったところでございます、特にその中で洞爺地区の問題としてまちづくり交付金事業、これは5ヵ年計画で実施してきたわけですが、このうちの芸術文化通り事業、いこいの家の改修、いこいの家の用地取得、これらまちづくり交付金事業として予定しておりました。これらにつきまして、変更等もございまして、その中で従来計画からはずして国の緊急経済対策で活性化事業を実施しております。それらの事業でこれらを施行していきたいと思っております。そのような中でこれらの事業を行う上で皆様のご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。更に国民健康保険税につきましては合併の際の合併協議事項であります不均一課税を実施しているわけでございます。これらについて、国民健康保険運営協議会の審議を頂きまして、その結果につきまして報告したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。その他町の話等もこの議題終了後に色々聞きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

会 長 それでは、議題に入りたいと思います。(1)まちづくり交付金事業について3番までありますので一括して説明をお願い致します。

支所長 まちづくり交付金事業につきまして説明させていただきます。

芸術文化通り事業についてでございますが、これも二転三転いたしまして21年度調査で予算計上いたしております。現道が国の用地で国の保安林にかかっております。その後湖水側に歩道を出すという用地につきましても保安林があり、更に国有林がございまして。それらにつきまして我々が把握しておりませんでしたので結果的には今その保安林の解除、国有林の占用許可の手続きをの事務を進めております。そのようなことで占有許可なり国有林の解除が目処として今年の秋ころではないかということとなっております。したがって21年度の予算ではできませんので22年度の予算で実施してまいりたいと考えております。まちづくり交付金事業も平成22年度が最終年ですからその年度実施を考えております。2番目にいこいの家の改修について先ほど町長からあいさつの中で説明しましたが、国が地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として国は21年度予算で町も21年度予算ですが事業執行的には22年度で実施を予定しております。これにつきましては国が

全額みるということになっております。10分の10の補助事業でございます。図面をみていただきたいのですが黄色い部分は全面改装で機械室、男女浴室、男女の脱衣室、これらにつきましてはかなり傷んでいるということで全面的に改築するということです。後廊下等もすっきりしたいということで下駄箱の壁をとって下駄箱を移設したり外壁につきましても塗装、屋根の塗装ということできれいにしていくということで考えております。番としまして22年度計画事業としまして、水の駅広場に観光案内板の設置を予定しております。それと道々豊浦洞爺線市街地街路灯設置ということで当初予定では24基予定していましたが今までに終わっております部分がありますことから残り17基の設置を行うということであります。それからいこいの家の用地取得ということでまちなみ交付金事業の中で用地取得も計画しております。これにつきましてもまち交事業からははずれませんが用地を取得するということです。図面につきましては次の地番図を添付しております。その中の赤字の部分199番地、198番地でございます。199番地につきましては、平らな部分で198番地は殆ど法面です。これについて取得の予定で考えております。

会 長 それでは中身に入ります。1番芸術文化通り事業について21年度予算で行う予定でしたが保安林、国有林用地解除のため22年度に実施するということです。これについて皆様の方から何かありませんか。

委 員 計画を立てたのはいつごろですか。また、計画を立てた時点で保安林等であることはわからなかったのですか。

支所長 当初計画からはかなり変わってきております。当初この芸術館通り事業については乗っておりませんでした。その後道路の整備が変更となっていく中でこの芸術館通り事業ができました。保安林があつたというのは承知してなかった。国有地には地番がついています。地番がついていませぬのでそこに有るか無いかわかりませぬ。私どもとすれば湖畔に面したところですから河川敷地ではあると認識しておりました。その河川敷地ということで道の方に河川敷地の占用許可の申請手続きに行ったところこれ道では所管していませんよということでそこで初めて国有地であることが判明しました。

委 員 今後このような事業があった場合に同じようなことがでできますよね。十分な調査を行って計画を立てるようにしていただきたいと思います。

会 長 他にありませんか。

委 員 同じようなことですが二転三転したあげくに今になってこのようなことになるのはおかしいと思います。もう少し緊張感をもってやっていただかないといけないと思います。おかしいですよ。河川敷地だと思っていた。違ったとか。考えられないことです。計画をあげた時点でそのようなものができていなければいけないことです。また、変更するかもしれません。秋までかかるということですから。公務員の皆さんは間違いを起こさないということで、身分も保証されているので、完璧でなければならぬと困ります。人間的ミスならともかく業務上のミスは一人でやっているわけではない。それぞれ担当があって上司がいてと。考えられないことですよ。

町 長 前に道路をつける時に保安林だったのか。そのときには判らなかったの。

支所長 地籍調査を行った時点では今の現道に保安林があつたのは判ったと思います。その後の国に対する占用許可なり手続きがなされていなかったということです。

委 員 結果としてはやむをえないと思います。22年度秋に許可をもらってやるというしか

ないと思います。

町 長 22年度に予算を繰越ますから。それができなければ

委 員 保安林解除の許可が出ないというケースはあるのでしょうか。申請を出したら必ず出るものなのでしょうか。

支所長 国有地の場合保安林を解除する場合農林水産大臣の告示行為でありまして、いずれにしても国有地でありますから国の方で保安林の解除なりの手続きをしていただかないとどうしても前には進めないということです。

町 長 今の道路がすでにかかっている。

委 員 何保安林ですか。

支所長 風致保安林、危険保安林

委 員 木はないのに

支所長 木のない保安林はたくさんあります。

委 員 間違えなく解除になるのであればよいのですが、二転三転でできませんでした。保安林をよけて道を造ることもでてくるのでは その辺が心配です。

委 員 保安林解除の許可申請はいつ頃だされたのですか。

支所長 もうまもなく出すところです。

町 長 今の道路がすでにかかっているについて許可をもらっていないので遡って許可をもらわないといけない。

委 員 あれは町道ですか。

支所長 昔の村道です。経過を調べましたら資料の少ないなかで調べた結果ですがあそこに役場ができましたのが昭和27年です。その後29年に洞爺丸台風で護岸が流されたという記録がでてきました。多分その時に道路を造ったと思われます。災害復旧としてできたものと思われます。

町 長 林野庁と話がついているのでしょうか。申請しているから許可をもらうだけでしょう。

支所長 はい。現道の部分の保安林解除と占用許可とその横に拡張拡幅する部分の保安林解除と占用許可とその横に国有林があります。その国有林の占用許可と5つの申請があります。

委 員 公園法は。

支所長 公園法にもかかっております。それについては概ね1ヶ月くらいで許可がきます。横のほうに河川敷地の許可もあります。所管は土木現業所ですが、これも概ね1ヶ月程度で許可がきます。

委 員 前に財田の方に向かって国有林とか保安林とかを払い下げとか許可を受けなかったのか。

支所長 その時に全部一遍にやっておいていただければ良かったのですが、その部分が抜けているのがわかりました。

委 員 どのところから

副支所長 浮見堂から遊歩道の終わりまで買いまして、財田の方も買いまして真中が抜けたようになっています。

委 員 旧三樹園あたりまでは解除しているのですか。

副支所長 今の現道部分が

委 員 何でそのようなことになっているのか。

会 長 未処理の手続きがあって22年度に許可をもらって工事を進めたいということです。他にございませんか。それでは2番目のいこいの家の改修について図面に示されておりますように浴室等は全面改修し通路部分を広く使えるよう一部改修をしたいお話ですがこれらについて皆さんの方から何かございませんか。

委 員 いこいの家の改修について支所長のお話で100パーセント補助と言われていますが補助事業、まちづくり交付金事業からは外れたということですか。

支所長 はい。

委 員 事業規模はどのくらいですか。

支所長 4,200万円くらいでございます。

町 長 いこいの家についてはさまざまな意見もありますが、浴室と機械室が相当に傷んでまして、機械室、機械設備、配管にどのくらい掛かるかももう少し検討が必要ですがこれらについてはどうしてもやらざるを得ない状況であり、それ以外の従来の売店、食堂のあたりをきれいにしようという計画です。

会 長 いこいの家改修ということで内容説明がありました。予算規模は4,200万円だそうです。

委 員 現在の面積のなかで売店とか食堂とかはまだやるという方向で考えていますか。

支所長 建物の増築とかは考えておりません。売店とか厨房の部分とかは撤去してしまい掃除用具入れ横に自動販売機をまとめ、通路自体をすっきりさせるということです。下駄箱も現在のものを撤去し今までの2倍の下駄箱をおく予定でございます。玄関部分のポーチの階段部分が急なことからもっと緩くして手すり等をつけて上がりやすくするというのを考えております。いずれにいたしましても調査と実施設計を委託してその中で今後最終的なつめを行う予定でございます。

委 員 いこいの家の関係は何回か話題となりその中で町内近くにもっていった方が良いのではないかとの意見があって採択されないのは残念なことであるが、あの場所でお金を掛けてもという思いの方が多いいいか、ふれ愛センター辺りでうまくできないものかとか話があったと思うが、結局この後の国保税の関係とかも、審議会そのもので審議していることが、これからここで審議して、住民はこのように思っているから計画をするのではなくて、これこれこうなりましたという報告会になってきているので、審議会そのものの価値が感じられなくなってきている。来年度の予算編成の準備もできたようですが予算の前にこのような話をしていただければ協議したうえで、配慮した上でみて頂ける審議会であるべきで、報告ばかりでは価値がないのではないかと思う。

会 長 今の案件はその他のほうでお願いし皆さんのご意見を取り上げていきたいと思えます。改修するに当たっては他の施設に移設するとかの話題はなかったですか。

支所長 例えば身近な施設として診療所、ふれ愛センターという考え方がないわけではありませんが、あそこの施設が起債の償還、借金を全部返していないという中で、用途変更を行うとなると起債の繰上償還をしなければならぬということがあります。

会 長 今のところ使えない状況にあるということですね。

町 長 いこいの家の問題は用地の取得と絡むことで用地の問題を主体的に考えてきたことから用地の問題を解決を付けなければならないということもあって、いこいの家をどこかに移設してはとの考えもないわけではない。やはりここで最小の改修費用をやろう。あまり

金をかけないということで結果的にはこのようなこととなりました。将来的な問題としてあそこにあるのがいいのかとのいうのが少し問題として残るが私どももあそこを取っ払ってあその宅地化を検討しましたがあの地形がどうも悪いですね。分譲しても湖水の見える部分が3区画くらいで後は湖水の见えない部分になってしまう。宅地化は望ましくない。隣のホテルの問題で複雑な問題があるということで結果的にはあまりお金を掛けない大規模な改修事業は行わないということで最低の建物の維持にお金を掛けようということでこのような結果となりました。

委員 用地の部分でお金が掛かるということで、寄付をされたわけではないでしょう。

支所長 用地の取得は199が宅地の地目で面積が6,180㎡ありまして198が原野で8,433㎡で所有者の間では売買は199番地で198番地につきましては法面で現在所有者が使用している部分がございます。その部分を除いて後は寄付ということで考えております。

委員 金額的には高くはないのか。

支所長 金額については高くはありません。

町長 購入するのは斜面の部分は除かれます。少しもどされます。

委員 ホテルの建っているところは含みますか。

支所長 含みます。ホテルの建っているところはホテルに買ってくださいということで交渉しています。ただ、ホテルのほうには年間60万円の使用料をいただいております。

委員 完納されているのか。

支所長 一部です。

委員 いこいの家ができて何年経過しますか。

支所長 29年です。

委員 改修にもっと早い時期に手をつけなかったのか。

会長 結果的に10割の事業に乗せられたのは良かったことですね。用地取得も含めて皆さん何かございませんか。なければ、この件は終わります。

委員 いつ頃から工事を始める予定ですか。議会の関係も含めて教えてください。

支所長 22日の議会で予算案を提出し、それから後は実施設計と調査を委託し、その後工事は秋を予定しております。夏場の8月はキャンプの方など利用者が多いのでその時期を避けて秋に工事を実施したいと考えております。

委員 設計のできる職員はいないのですか。

支所長 建築の技師は2名おりますが、自前での設計は難しいので委託にします。

委員 委託費用はいくらくらいですか。

支所長 実施設計費用については250万円くらいです。

委員 結構掛かるのですか。

支所長 新たに建てるわけではないので。

会長 他に何かありませんか。なければ平成22年度計画事業 水の駅広場 観光案内板設置 1基を設置する。道々豊浦洞爺線 市街地街路灯設置で17基設置するということです。何かありませんか。

委員 現在湖畔側ついている外灯がつくことになりますか。

副支所長 既存のものと同型のものになるかどうか現在照度の計算も含めて検討中です。

委員 既存のものは再利用して使うのでしょうか。

副支所長 付けるのは新規のものです。

委員 外灯が電柱についているものがあり川の方の遠いところある外灯があり歩道のところに欲しいのがあります。外灯設置はどこからどこまでですか。

副支所長 既存の部分です。錦川から農協スタンドまでです。山側と湖水側とで12基の設置予定です。

委員 観光案内板はどのくらいの大きさでどこに設置を予定していますか。

支所長 水の駅のところに小さな看板しかついていませんで2m×4mくらいの看板の予定です。

委員 看板設置はニーズがあって設置を考えているのですか。

支所長 現在の看板では気が付きませんで大きい物に更新する予定です。

会長 よろしいでしょうか。(2)国民健康保険税不均一課税の是正に伴う保険税率の改正について説明をお願い致します。

住民課長 それでは資料方でお手元に町村合併に伴う国民健康保険税率の統一化(イメージ図)に基づきご説明させていただきます。この度の国保不均一課税の是正に伴う保険税率の改正につきましては、合併協議書に基づきまして資料の一番下の方に示しました国民健康保険事業の取扱い(抜粋)で税率及び軽減率等については、現行のとおり新町に引継ぎ、合併後3年目から段階的に調整し、統一する。ただし、税率については平準化を図るため、応益割を調整する。合併年度及びそれに続く5年度間不均一課税とするものであります。少し言いまわし方が複雑なので要点を具体的に説明したいと思います。まず、の合併年度及びそれに続く5年度間不均一課税とする。から説明しますと表の中ごろに(年度)H17からH28の記載がありますが合併は平成17年度でありますのでそれに続く5年間とは平成18年度から平成22年度まででこの間は不均一課税となります。この不均一課税とは合併前のそれぞれの異なる虻田町・洞爺村の保険税率のままで保険税を納めていただきますというものでございます。次に税率及び軽減等は現行のとおり新町に引継ぎ合併後3年目から段階的に調整し、統一する。これにつきましては、合併後から3年目からつまり(年度)20年度から適用してございます。5年間の不均一課税につきましては合併特例法を適用しておりますので法律違反にならないためには平成23年度から統一した保険税率にしていかなければならないということであります。保険税率をどのような方法で統一していかなければいけないかでございますが、当初は平成20年度から調整となっておりましたが平成20年度は後期高齢者医療保険制度開始を受けまして前年度からこの準備作業を進めており国保税率の統一作業が重なりましてまた、75歳以上の方が後期高齢者医療制度へ加入することに伴いまして約26%の700世帯の方が減少し被保険者数では約28%の1,300名ほどが減少し国保特別会計収支が大きく変化することが予想される中で保険税率を算定する数値がつかめなかったことからやむを得ず平成20年21年度の保険税率は据え置くとこととなっております。それでももう少し具体的にご説明しますとこの表の折れ線グラフの青の点線がでございます。これは虻田町と洞爺村のそれぞれの保険税率での平成21年度の洞爺湖町としての課税標準内容を示しております。それで仮に平成22年度から洞爺村の保険税率を虻田町の保険税率に合わせて統一した場合には平成21年度よりも846万6千円増額となります。またこれとは反対に虻田町の保険税

率を洞爺村の保険税率に合わせて統一した場合2,394万1千円の税額減少となるのでございます。今後の国保特別会計の収支が安定することを考えますと虻田町の保険税率に統一することになるわけですが反対に洞爺に合わせますと約2,400万円ほどの減少が生ずることで国保特別会計収支の健全化が困難となることとなります。それで国保税不均一課税の是正に伴う保険税率の改正につきましては10月28日に国保運営委員会で諮問しておりましたが4回にわたる慎重な検討協議を重ねての答申がございました。答申内容と致しましては、合併特例法第10で認められている5年間不均一課税が平成22年度となっていることから平成22年度から段階的に調整し平成23年度で統一する諮問案につきまして基本的には妥当であるとのご意見をいただきました。しかし引き上げとなる洞爺地区の国民健康保険税の負担軽減を図るため諮問案の税率の一部修正による更なる圧縮が求められました。それに伴うマイナス収支回復措置としましては激変緩和措置としましてこの表にもありますように平成24年25年の2年間は税率を固定25年度から28年度までの3ヵ年間で段階的に調整期間とすべきとのご意見を頂きました。この答申を尊重しまして折れ線グラフのような統一計画を立てたものですが正しい数値につきましては今後の医療費の動向や国・道からの補助金交付金の動向に左右されますのであくまでも見込みであるということをご理解をお願い致したいと思っております。それではもう少し具体的に国保税率をどのように調整し国保運営協議会で一部修正されたかご説明させていただきます。先ほどの合併協議の ですが税率について平準化を図るため、応益割を調整する。となっておりますが保険税率につきましては、地方税法で応能割と応益割の原則があります。応能割とは応能の能は能力の能つまり所得や資産に応じての割合と応益割とは益、受益者に応じる割合で構成され国の定めではおおむね50対50と定めております。国保運営協議会での町諮問案ではA4版の縦長の表がございました。それでもう少し具体的にご説明したいと思っております。国保税率改正(案)でございます。保険税については応能と応益の原則に基づきまして医療分、支援金分これは後期高齢者医療費にいく分ですそれと介護分との3区分で構成されております。この医療分の国保税の主な部分78%を占めておりこの医療分の所得割につきましては、表の下の方にあります、所得割は、開きがあるため虻田町の税率を1%引き下げ9.3%とし洞爺村の税率は2年間で合わせる。資産割は資産の有無による負担格差と高齢化による低所得者階層で資産を保有する世帯が増加しているということで資産を保有していても換金できないということでこの部分をあまり高くしないというのが今の全国的な課税の考えでございます。虻田の税率を10.8%洞爺村の税率を42.6%引き下げ23.4%とするものです。均等割、平等割は金額の高い額の方へ2年間で合わせる。ということです。税制改正が今の国会で審議が行われております。賦課限度額が47万円から3万円上げて50万円へ引き上げる。軽減率を「6割・4割」から「7割・5割・2割」へ変更する。これの国会審議がなされておりますが6割の方を7割軽減、4割の方を5割軽減、新たに2割軽減を設けるというものです。次に支援金分でございます。表の下のほうに書いてあります支援金分については、統一されているので変更しない。これは後期高齢者医療制度が創設されたときに虻田と洞爺の分を調整してこのようにさせて頂いております。賦課限度額を1万円引き上げて12万円から13万円にするものでございます。これも同じく軽減の割合の均衡を図るものであります。介護分につきましては、表の下の方にございます所得割は開きがあるため虻田町の税率を0.1%引き下げ1%と

し、洞爺村の税率は2年間で合わせる。資産割は課税率の低い虻田町の4.9%とする。均等割、平等割は金額の高い方へ2年間で合わせる。限度額も2年前に引き上げられたものですが今回の支援金分と同じく1万円引き上げるものです。これも軽減率を「6.4」から「7.5.2」へ変更するものです。それで国保運営協議会では税率調整の考え方や負担調整の考え方で洞爺地区の負担割合が大きいとの意見を受けまして改正案を求められました。それで改正案では保険税率の約78%を占める医療費分を圧縮した案で再審したところでございます。諮問案提出調停では22、23の2ヵ年平均1,200万円程度の減収でございますが修正案では23単年度で1,040万円程度の減収で2年間で約3,000万円程度の減収となります。しかし、この案でも洞爺地区の負担割合はあまり変わりません。つまりこれは保険税の75%が虻田地区で占めており税率を圧縮すればするほど虻田地区の負担割合の減少に跳ね返る、洞爺湖町全体の保険収入収支が大きく減少し国保運営そのものが困難となっていくものです。そこで国保運営協議会では洞爺地区のもう少し配慮した調停案の改定案を求められました。そこで表の朱書き部分をご覧いただきたいのですが虻田地区の22年度所得割9.3%はそのまま据え置き洞爺地区の7.50%を7.20%とし平成23年度は諮問案の9.30%から8.70%に圧縮し税率を統一する関係上虻田地区も同様に税率になったものです。この2年間で約3,000万円の減少ですが表の合併年度(H17)のところに減収累計額が書いてあります。平成22年度1,624万円平成23年度で3,059万円以後このようなかたちで推移していきます。この減収分につきましては統一計画図にありますように国保の基本的考え方は被保険者で負担することとなっておりますが、国保運営協議会では町村合併によるものであるからその全部を被保険者全部が負担するのはいかがなものかとの意見も出されました。町と致しましては、財政状況を見ながら負担を掛けないようなかたちで財政状況を検討していきたいと考えております。それでモデル図があります。最後でございます。主な3つの世帯を書いてございます。夫婦2名世帯で40~64歳夫は給与収入で妻は無収入で夫の控除対象配偶者共に介護保険第2号被保険者固定資産税額なしで先ほどの軽減がきく範囲は総収入では105万円の方が軽減を受けられて、それから右側の方には夫婦2名世帯で年齢は39歳以下でこの場合は介護保険の部分が除かれている方です。これにつきましても105万円以下の方が軽減措置がはたらくということです。次に国保の大きく占める部分でございます。年金収入者の場合でございます。夫婦2名で年齢65歳以上の方で妻が無収入又は国民年金のみで夫の控除対象配偶者で固定資産税なしの場合でこの世帯の総収入で120万円以下で軽減がはたらくということです。このように洞爺地区の方につきましては、かなりの部分で伸び率というか現行の保険税が多くなるわけですが、先ほども申し上げましたように、合併協議の中で決められたことであり合併特例法10条で5年間以内の中で保険税を統一するということの決めがございますのでよろしくお願い致します。それと最後に洞爺地区を対象に2月25日木曜日18時30分洞爺総合センターにおきまして住民説明会を開催し回覧で周知を致しているところでございます。

会 長 健康保険税が合併特例法が切れるということでその後保険税率を統一するため一定の期間を経て同じ段階に引き上げるといことです。資料によりますとはじめの年度で1,500万円前後発生しその後1,000万円に落ち500万円になり平成28年度には累積赤字が順次減少していくという図にとれます。

委員 議題にあがっているのですが、これこの数値とパーセントで良いのかどうか審議しなければならぬのか。それとも、報告を受けるということで良いのか。

委員 我々は、そうですかとしか言いようが無い。

委員 一番最後の住民説明会のお知らせの延長上にあるみたいです。

会長 事前にお知らせするというので

住民課長 詳しい内容につきましては、議会の方にも最初の課題部分につきましては諮問しておりますが、答申を受けてのこちらの部分は合併協議がございますので先にこちらの審議会の方へ先に提案させていただきその後議会の方へ提案していきたいと考えております。

委員 先ほどの委員のお話ではありませんがこのような数値が出る前に事前にこのように考えている旨の協議が本来あっても良いのではないのでしょうか。

会長 これは別の委員会で審議していたことを我々の審議会に報告していただいたということです。

委員 最高の方は限度額をそれぞれの医療分、介護分、後期分で算定した後で抑えられるのですか。47万、9万、12万円その合計が最高の人ということですか。

委員 限度額は50万円ですね。

住民課長 医療分と支援分と介護分を合わせて50万円、13万円10万円で73万円で打ち切りとなります。

委員 73万円までは納めなくてはいけないということですか。

住民課長 はい。

委員 結構な方がいますね。

住民課長 洞爺地区では農家の方、虻田地区では漁業の方がいますね。

委員 比べないとわからない。

住民課長 虻田地区の住民の方は既に今度洞爺地区の改正される額を既に納められているということになります。

委員 これは世帯で納めことになるのか。

住民課長 世帯です。

委員 いっぺん上げたら大変なので洞爺は段階的に虻田地区に近づけていくのですか。

住民課長 そうです。伊達の例でいきますと伊達市が虻田で大滝を洞爺と置き換えますと大滝は伊達市に合わせて合併後の23年度統一されておりますが、うちは伊達に比べて被保険者の数が少ないということもありまして、本来であれば段階調整ができたのかもしれませんが虻田を下げたくなかったのですが、虻田を下げないと洞爺が上がってしまうので虻田を少し下げて洞爺が上がるので2年間は固定させてその後段階的に調整させて後ろの方で激変緩和措置を行う考えをしています。

委員 限度額までいっている世帯は大体何%くらいですか。判らなければ良いですが。

住民課長 洞爺地区では医療分で31世帯、支援分で27世帯、介護で8世帯です。それと軽減が拡充します。洞爺の世帯の約37%が軽減を受けられております。今度2割軽減で今まで軽減を受けられなかった方が新たにできます。

委員 医療費はどのくらい位置にありますか。

住民課長 特に虻田は医療機関が多いのでその辺は相対的に

委員 全道で何位くらい。

住民課長 医療環境が充実しているので

委員 会社の方では社会保険に加入が義務付けられているが中には社会保険に入らないで無保険者がいるように聞いている方がいるようですが、法人で社会保険未加入者を役場の方ではその実態を把握していませんか。

住民課長 データはありません。

委員 選択肢はありますか。

委員 社会保険はありません。企業の責任です。

委員 そのへんは少し精査したほうが良いのではないのでしょうか。

町長 それは違法なことですね。

委員 そのへん厳しい会社がでてきているようにきいている。

委員 役場の担当と社会保険の担当と連携を図れるようなことが必要ではないか。

住民課長 町自体が小さいので少し変なのは把握できると思います。そのへんは個々に面談しながら対応していきたいと思います。

委員 国保運営委員会は何人くらいいますか。

住民課長 10人です。

委員 審議は充分なされたのでしょうか。提出された内容について変更されるのは嫌なことですから。

会長 以上報告がございました。それではその他に移ってよろしいですか。

支所長 私の方から1点ご報告させていただきます。いこいの家の改修と同時に国の第2次補正予算の中に町道洞爺2号線ということで小学校前の道路で大嶋商店さん前から錦川の橋のところまでの延長150mを計上しております。

会長 道路の改修ということで大嶋商店前から川のところまでの150m予算計上している報告がありました。他に何かありませんか。

社会教育課長補佐 社会教育の鈴木といいます。よろしく申し上げます。洞爺湖町社会教育施設・体育施設の利用料改正案について提案していきたいと考えおります。こちらにありますよう社会教育施設のほかに学校教育施設であります学校の体育館が学校開放事業として使用していますが、今までは社会教育団体、体育団体が利用する場合には無料とう料金体系でございましたが行財政改革の中で料金を見直しということで22年度中に徴収していきたいと考えております。資料の方を見ていただきたいと思いますが、社会教育が所管しているのは9施設ございます。この中でこちらの地区にあるのが洞爺総合センターでございます。利用人数につきましては12,734人でこれは平成20年度4月から3月まで利用した人数でございます。1年間の町外又は社会教育団体以外の利用者から頂いた利用収入は85,995円となっております。ただこの施設を管理するにあたって総額、減価償却費を含めて額で16,421,597円と1年間の経費がかかっております。また、減価償却費用を除きました施設管理の金額だけでも1,120万円の管理経費が掛かっているのが現状でありまして利用者1人あたりの町負担額は1,289円でまた町民1人当たり町負担額は1,578円となっております。そのような中で各施設において料金を徴収しようということでも色々検討してきました。1つには各施設の費用の格差、利用者1人あたりの額の算定、又は周辺施設の利用者の料金等色々検討した中で町内の各施設を利用者で割り返していくと高額となり、多くの方々に利用していただきたいという中では周辺

市町村の料金に合わせた形で料金を設定したいということで今回この金額を提示させていただきました。7ページを見ていただきたいと思います。こちらほうが総合センターの利用料金となっております。集会室という一番大きなところを社会教育団体以外の団体が使用する場合には高額になっておりまして、今まで午前中使用の場合7,020円、全日使用で22,460円と利用にあっては大きな負担となっておりますので改定では多くの方に利用して頂きたいということもあって虻田のふれ合いセンターの料金を基に改正していきたいと考えており、営利を目的としての利用では、その金額は現行の下の改訂後の金額で午前中9時から12時までで3,000円、午後13時から17時まで4,000円、夜間17時から21時まで5,000円としております。午後と夜間利用時間が同じですけれども料金が1,000円ほど高くなっておりますが夜間電気を利用することから電気代も含めた料金となっております。全日では12,000円となっております。また、上記以外での営利を目的としないものに利用の場合は現行で午前5,400円、午後5,400円、夜間6,480円、全日17,280円となっておりますが今回改訂では全日で6,000円の料金としております。なお、今まで無料として利用してありました社会教育団体等につきましては改訂後午前750円、午後1,000円、夜間1,250円、全日3,000円の料金を頂きたいということで考えております。ただ料金は午前中3時間、午後から4時間に対応する料金で例えば夜7時から9時まで利用したい方には時間単位の料金の設定を考えており1,250円の半分の625円となり10円未満切り捨てで620円と時間単位での使用も考えております。また、和室、大会議室もふれ合いセンターと同じ料金に抑えまして料金を負担していただきたいと思いますと考えております。ただ次のページを見て頂きたいのですが下のほうに備品等利用料金、暖房料とございます。備品等利用料金といたしまして集会室音響、舞台照明として料金を設定してありまして1時間ごとに3,000円、集会室照明設備といたしまして1時間ごとに1,000円といたしております。ただ、サークル活動の中で日常使っている部分に関しては無料とすることを考えております。ただ、11月から4月までの間の冬季間の暖房負担が掛かります。集会室については1時間ごとに700円、その他会議室につきましては1時間ごとに250円というかたちで料金を設定させていただいております。なお、教育、スポーツ、文化、福祉関係団体については半額というかたちで徴収するよう考えております。この総合センターの部分で社会教育事業又はスポーツ関係の事業のほか、各自治会、老人クラブの集会所としての役割を果たしているのが現状でございます。この部分では自治会または老人クラブに関しては集会所の利用と同じ料金体系で無料とすることで考えております。また学校プールでございますが洞爺湖町プールの料金と同じように料金を設定させていただいております。ただ小中学生又は洞爺高校の利用に関しては無料ということで考えております。先ほどのふれ合いセンターの部分も無料と考えております。ただし、大人の方、洞爺高校生以外の高校生について、日中大人の方は200円、夜間300円、高校生は日中100円、夜間200円の料金を徴収していきたいと考えております。洞爺小学校・洞爺中学校、洞爺高校の夜間の体育館の開放事業につきましても虻田体育館の料金と同じ料金体系の中で料金設定を考えていきたいと考えております。ただ、今後議会にお諮りするわけですが、いつから実施していくかは未定でございます。皆様のご意見を聞きながら料金設定を決めたいと考えております。ご理解をいって、財政再建の中で少しでもご負担をいただきご利用

していただきたいと思います。

会長 社会教育施設、体育施設の利用料金の改訂について説明がありました。何かご意見はありますか。

委員 今回の改訂は社会教育施設、体育施設の改訂ですが他の施設、例えば診療所の後の施設とか、アグリ館とれたとかほかの担当課の施設で例えば産業課とかの兼ね合いはどのようになっているのか。

社会教育課長補佐 他の施設も同じように料金徴収をするよう調整しております。当然減免とかはその施設の利用目的に沿って行われます。

委員 できれば社会教育部分も、住民課部分、産業課所管部分も一括して提出してもらおう方が、われわれの方としてはわかりやすい。いわゆる縦割りではなくて、そのようにしてもらいた。

町長 住民課はできているの。

住民課長 住民課の方は、この間庁舎の中で公共施設の減免の在り方について検討した中で社会教育が先行して案を提出しているわけですが、洞爺湖町の公共施設として一つの考え方をもって在り方を検討していくべきであろうということで、住民課は住民課の中で検討していますが、住民課は主に集会所でございますが、集会所の施設の在り方について主に使うのが自治会と老人クラブでございますが、これにつきましては利用目的の中で減免ということと、それ以外で使用されている方がございますが、例えば社会教育団体とか現在100%減免でございますが、これもこの施設の減免の考え方と同じ様に主たる目的以外は50%減免にするとか、更に案を出して統一した考え方の中で検討していきたいと思います。

委員 教育委員会は今所管の施設をこのようなことで出しているのは良いと思いますが、町にある公共施設、集会所等については一括して出してもらいたい。その様なことは皆様の横のつながりの中で可能かどうかはわかりませんが議会にも部門ごとではなく一括して提出していただき理解してもらおうべきだと思いますしそうあってほしいと思います。

社会教育課長補佐 教育委員会が所管している部分では町民の中に社会教育施設の有料化のなかで不公平感をいだかれていたかたがいる。文教団体、体育団体、各サークルなど各施設に出向いて理解して頂こうと考えております。ただ統一した形で調整していきたい。

委員 間口が教育委員会ということで横の繋がりを教育的主導でやって頂きたい。今の文教がどのような反応をするかわからないが応分の負担はすべきと思います。教育、スポーツ、文化福祉関係とか、サークルについては趣味の部分もあるので負担があつてしかるべきことだと思います。

町長 統一した方向でやらなければならない。

委員 不公平にならないように統一してかたちで行ってほしい。

委員 自治会と老人クラブの関係は100%減免ですか。

社会教育課長補佐 総合センターの部分は集会所の機能がありますので集会所と同じ対応をしていきたいと考えております。

委員 ただ、老人クラブの中のゲートボールのような場合は有料になるのですか。

社会教育課長補佐 はい。

住民課長 このようなことは全体的な利用実態を把握したうえで関係する団体とすりあわせをしていかなければならないことかと思えます。

委員 ゲートボールサークルにおいてはもうやれないというような話をきいている。お金をはらえないからやめるのでは寂しいはなしです。その辺がどのようなものかと思う。

委員 体育館とかグラウンドとかについてはどうですか。

社会教育課長補佐 グラウンドに関しては洞爺中学校の夜間照明については料金を設定していきたいと考えます。グラウンド使用に関しては無料としていきたいと考えます。体育館の屋内については有料としていきたく考えます。社会教育事業として体育館を利用する場合、開放事業等は無料となります。

委員 どのようなサークルでも負担はあるのですが1人で使うわけではないのでそれなりの負担があっても。

委員 5人で

委員 5人で集会室を使用して。

社会教育課長補佐 先ほどゲートボールのお話がありましたが週3日7時間で21時間使用しています。ゲートボールの場合は相当負担が大きいと思います。

委員 その辺は横並びの良い方向で検討していただきたいのと町営のパークゴルフ場の利用料がありますが、その辺の料金との関係で収支の関係はどのようなのでしょうか。

町長 やはり少し合いません。昨年から指定管理者制度でお願いしていますがお客さんがたくさんくれば良いのですがまだ少ない状況にあります。

委員 何か手出しがなくて良い様な料金設定ができないのでしょうか。企画会議等で見直していただきたい。町営部分で料金の見直しも必要と思います。100円でやっているものが200円になって止めるようなことはないかと思います。ちなみに民間では年会費でいくらくらというところもありますので運営のしかたもかわると思うのですが。

町長 パークゴルフ場も昨年だいが改正をしたところで、1月券とか1日券とか半日券とか色々を出していますが1月券だと1日50円くらいにしかならない。

委員 年間の運営が少しでもプラスになるような設定にしていけないと思います。

町長 良い意味では医療費が掛からないそうです。

会長 その他案件で地域審議会の存在感、特にテーマは用意してないのですが皆様の方からこのようなことはどうなのかを話題にしたいと思います。

委員 地域審議会の案件はこれから議会にあげるようなことを皆様に諮ります。というようなことを案件として頂きたい。決まりましたご報告しますでは審議案件ではいけないものと思いますし、審議会が報告だけで終わってしまうのではあたいのないものになってしまうのではないかと思います。

会長 給食センターが統合するということが検討されていますが仮に統合した場合あの施設はその後どのようになるのか。何億も掛けた施設が何も利用されなくなってしまうのではないかなと思う。

町長 虻田と洞爺を統合してはという意見は出ているが。いつ統合するかについては教育委員会で

委員 教育委員会では何年に統合するかには至っていない。3つの案があります。現在の虻田施設を改修して行く。こちらの給食センターを増築して行く。もうひとつは全く別のところに新築するという考えです。別個に新築した場合非常に予算が掛かり現在の町財政では難しいのではなからうか、ではどちらかで1つにするべきではなからうか、現在調べられ

ている中では虻田の給食センターの機材が古くて機材を更新するには問題はない。こちらは機材は新しいがスペース的に問題があるということで現在検討しているということで統合するということには至っていない。

会 長 仮に虻田地区に統合し機材を更新しても建物が古くなるので何年か後には建物を建て替えてはいけないのか。長期で考えた場合どうかと考える。

委 員 虻田に統合することを前提とすれば洞爺にあったものがなんでも虻田に行ってしまう。非常に寂しいことだからその辺も考慮してほしいと思う。

会 長 洞爺地区の審議委員だから地域の活性化から働く場を確保してあげたい。何でもかんでも収支だけでは図れない部分があるのではないのでしょうか。

委 員 委員会の中では洞爺方に残しても良いのではないとの意見もあります。

町 長 洞爺の方に残したらという意見もありますから。十分検討していきます。

委 員 噴火があったらどうするのですか。全町非難となった場合はこちらだよという考えがありますし、合併してから町が寂しくなっていることから町長が気を使って色々な事業を興してくれているのですが人が減っていくことやどうしても・・・。

会 長 公民館の解体の予定はどのようになるのか。

町 長 郷土資料館として使用しているがきちんと郷土資料館とすべきではないかと思う。

委 員 築何十年ですか。

委 員 4, 50年。

町 長 湖水側に浴槽を作ったということも検討しましたが、あの土地が宅地分譲で売れる予想があったが区画割りでうまくいかないことありました。

会 長 公共施設で使用していないものをだいが整理していただきました。

委 員 診療所あとの起債であと何年手をかけられないのか。

町 長 現在診療所は休止としております。いつでも再開できます。病院側の要請は一時休止したいとのことです。

委 員 町の施設ですから機材については町が用意しなければならないのでしょうか。その点では休止のほうが良いではないのでしょうか。

町 長 その点では。

委 員 はっきりしてもらいたいですね。

委 員 みんなが行きやすいような小さな浴場があれば良いのにとか水の駅周辺にあれば集客に繋がるとか思いはあったのですが。

町 長 成香の学校については年度明けに本格的に酪農学園で使うようになると思います。今文部省に計画変更を出して許可を得る手続き中です。教育財産として使用することから問題はないと思います。

会 長 4月の町長選挙の際、議員の補欠選挙もあると聞いていますが、行政経費の観点から補欠選挙が必要なのですか。

町 長 今の条例においては必要です。

会 長 なんとか一緒にできないものかと思う。

委 員 洞爺高校の入学志願者は増えているように聞いているが。

委 員 今年度の志願者は多いようです。

委 員 虻田と同じくらいいたようですね。志願者多いのであれば存続を考えていかなければい

けないのではないのでしょうか。具体的に将来どのようにするとかの話は進んでいるのですか。

委員 今協議中です。協議会の段階で協議中です。

町長 洞爺高校と虻田高校と2つありますが、今年は虻田高校も志願者が少ないし、又どちらもなくとも困ることです。

委員 我々研究協議会の中でも洞爺湖町における高校教育の在り方について検討協議を行っており、そのなかで間口のことを23年度までは虻田高校は現状のままで24年度については白紙の状態にあり、現状の間口でいけるかもしれないが状況によっては変わってしまうという厳しい状態にあります。

町長 洞爺高校の志願者が減った場合には寮のこともあるので色々と考えていかなければならない。

委員 話は変わりますが、洞爺湖温泉が開湯100年の記事がありましたが、洞爺湖温泉が非常に厳しい状況にあることから再生に向けた施策はどのようなことを考えていらっしゃいますか。

町長 100年事業につきましては相当な事業を考えている。ジオパークとか遺産とかの行事とかとの連携で相当な予算で考えている。観光協会も積極的に動いている。

委員 メニューについてはこれから順次でできますか。

町長 出てくるかと思えます。町からも予算を考えております。協賛会の方での予算もよろしくお願いいたします。

委員 はい。

委員 この間洞爺の有志がジェットスキー禁止を訴えて陳情が上がったように聞いているがどのようになるのか。町の判断でできるのですか。

町長 禁止を町単独では難しいので自粛をお願いすることくらいでしょうか。

委員 観光協会としては良い収入でしょう。

委員 経済効果はありますよね。

委員 ルールが守られてないのではないのでしょうか。以前よりはだいぶ静かになったかと思いますが。

委員 好きな人はいいけれども嫌な人は嫌かもしれないですね。

委員 20年くらい前から色々あってルールを決めて彼らも段々出来るフィールドが無くなってきてここも時間を決めて出艇の場所も決めてやってきてますが、やっている方もやる場所を無くしたくない意識があることから気をつけていることと思いますが、どこが窓口はでやってますか。

委員 観光協会でしょう。

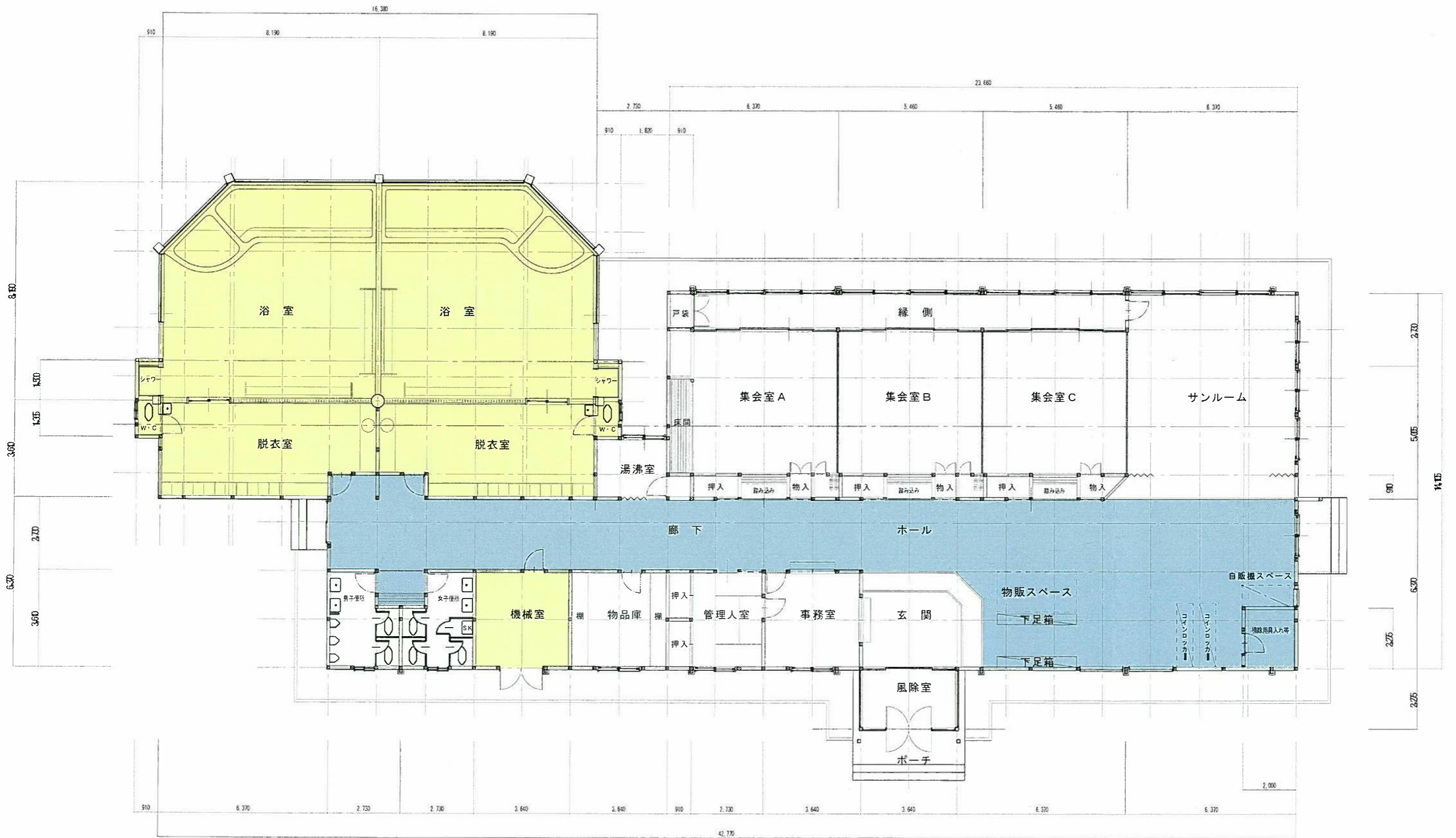
支所長 ジェットスキーは登録制で行っていて観光協会が登録を受け付けしてやってます。

町長 協議会があるでしょう。

委員 レークスポーツという地元の受け皿もありますが、そちらが機能するということはありませんか。

委員 洞爺湖にはボートやジェットスキーやヨットがなければ絵にならないと思う。

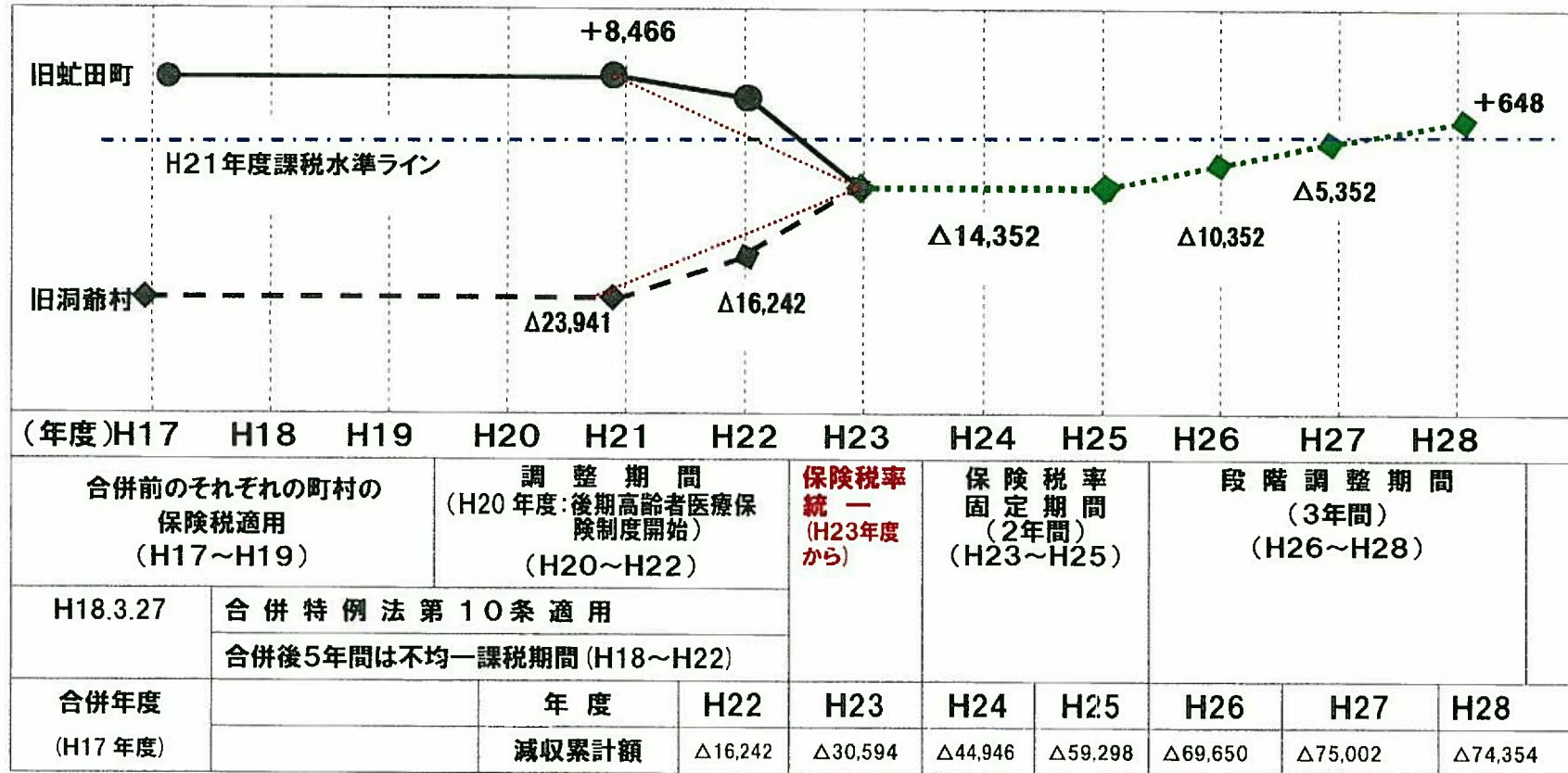
会長 他になければ終わりにします。以上をもちまして洞爺地区地域審議会を終わりにします。



全面改修
 一部改修

年度	平成 22 年度		
工事名	いこいの家改修工事		
図名	平面図	図面番号	A-1
縮尺	1/100	図面番号	A-1
設計年月	平成 22 年 1 月		
設計者	洞爺湖町 建設課		
	洞爺湖町 役場		

町村合併に伴う国民健康保険税率の統一計画 (イメージ図)



合併特例法第10条

市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年間に限って、不均一の課税をすることができる。

虻田町・洞爺村合併協議会【合併協定書】
(平成17年3月28日)
国民健康保険事業の取扱い(抜粋)

税率及び軽減等については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後3年目から段階的に調整し、統一する。

ただし、

- ①税率については平準化を図るため、応益割を調整する。
- ②合併年度及びそれに続く5年度間不均一課税とする。

国保税率改正表(案)

医療分

虹田町	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所得割	10.30%	9.30%	8.70% 同左
資産割	34.20%	23.40%	同左
均等割	12,400円	13,300円	14,300円
平等割	23,500円	同左	同左
限度額	470,000円	500,000円	同左
軽減率	6割4割	7割5割2割	同左

医療分

洞爺村	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所得割	5.70%	7.20% 7.50%	8.70% 9.30%
資産割	66.00%	23.40%	同左
均等割	14,300円	同左	同左
平等割	21,100円	22,300円	23,500円
限度額	470,000円	500,000円	同左
軽減率	6割4割	7割5割2割	同左

所得割は、開きがあるため虹田町の税率を1%引き下げ9.3%とし、洞爺村の税率は2年間で合わせる。

資産割は、資産の有無による負担格差と高齢化による低所得階層で資産を保有する世帯が増加している等の課題があるため虹田町の税率を10.8%、洞爺村の税率を42.6%引き下げ23.4%とする。

均等割、平等割は金額の高い額の方へ2年間で合わせる。

税制改正に伴う賦課限度額を47万円から50万円へ引き上げる。

軽減率を「6割・4割」から「7割・5割・2割」へ変更する。

支援金分

虹田町	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所得割	1.90%	同左	同左
資産割	9.00%	同左	同左
均等割	2,700円	同左	同左
平等割	4,900円	同左	同左
限度額	120,000円	130,000円	同左
軽減率	6割4割	7割5割2割	同左

洞爺村	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所得割	1.90%	同左	同左
資産割	9.00%	同左	同左
均等割	2,700円	同左	同左
平等割	4,900円	同左	同左
限度額	120,000円	130,000円	同左
軽減率	6割4割	7割5割2割	同左

支援金分については、統一されているので変更しない。

税制改正に伴う賦課限度額を12万円から13万円へ引き上げる。

軽減率を「6割・4割」から「7割・5割・2割」へ変更する。

介護分

虹田町	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所得割	1.10%	1.00%	同左
資産割	4.90%	同左	同左
均等割	2,500円	2,700円	2,900円
平等割	3,300円	同左	同左
限度額	90,000円	100,000円	同左
軽減率	6割4割	7割5割2割	同左

洞爺村	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所得割	0.54%	0.77%	1.00%
資産割	7.30%	4.90%	同左
均等割	2,900円	同左	同左
平等割	2,400円	2,800円	3,300円
限度額	90,000円	100,000円	同左
軽減率	6割4割	7割5割2割	同左

所得割は、開きがあるため虹田町の税率を0.1%引き下げ1%とし、洞爺村の税率は2年間で合わせる。

資産割は、課税率の低い虹田町の4.9%とする。

均等割、平等割は金額の高い額の方へ2年間で合わせる。

平成21年度に据え置いていた賦課限度額を9万円から10万円へ引き上げる。

軽減率を「6割・4割」から「7割・5割・2割」へ変更する。

モデル世帯による国民健康保険税負担割合 試算表（7割・5割・2割軽減）

旧洞爺村分（是正案）

（単位：円）

医療	現行	22年度	23年度	介護	現行	22年度	23年度	後期	22.23年度
所得割	5.70%	7.20%	8.70%	所得割	0.54%	0.77%	1.00%	所得割	1.90%
資産割	66.00%	23.40%	23.40%	資産割	7.30%	4.90%	4.90%	資産割	9.00%
均等割	14,300	14,300	14,300	均等割	2,900	2,900	2,900	均等割	4,900
平等割	21,100	22,300	23,500	平等割	2,400	2,800	3,300	平等割	2,700
限度	470,000	470,000	470,000	限度	90,000	90,000	90,000	限度	120,000

夫婦2名世帯 年齢は40歳～64歳

夫が給与収入、妻は無収入（所得ゼロ）で夫の控除対象配偶者
共に介護第2号被保険者、固定資産税額無し（資産割ゼロ）

（単位：円）

総収入金額	所得金額	現行税額	平成22年度			平成23年度		
			是正税額	現行差額	伸び率	是正税額	H22差額	伸び率
650,000	0	27,100	20,700	△6,400	△23.62%	21,300	600	2.90%
1,050,000	400,000	46,500	41,600	△4,900	△10.54%	43,700	2,100	5.05%
2,000,000	1,220,000	140,600	157,500	16,900	12.02%	174,700	17,200	10.92%
3,000,000	1,920,000	197,500	226,600	29,100	14.73%	255,900	29,300	12.93%
4,000,000	2,660,000	257,700	299,600	41,900	16.30%	341,700	42,100	14.05%
5,000,000	3,460,000	322,900	378,600	55,700	17.25%	434,500	55,900	14.76%
6,000,000	4,260,000	388,000	457,500	69,500	17.91%	527,300	69,800	15.26%
6,500,000	4,660,000	420,500	497,000	76,500	18.19%	573,700	76,700	15.43%
9,518,183	7,366,364	616,800	692,700	75,900	12.31%	709,400	16,700	2.41%

夫婦2名世帯 年齢は39歳以下

夫が給与収入、妻は無収入（所得ゼロ）で夫の控除対象配偶者
固定資産税額無し（資産割ゼロ）

（単位：円）

総収入金額	所得金額	現行税額	平成22年度			平成23年度		
			是正税額	現行差額	伸び率	是正税額	H22差額	伸び率
650,000	0	23,900	18,200	△5,700	△23.85%	18,600	400	2.20%
1,050,000	400,000	41,300	36,800	△4,500	△10.90%	38,500	1,700	4.62%
2,000,000	1,220,000	127,600	142,100	14,500	11.36%	156,700	14,600	10.27%
3,000,000	1,920,000	180,800	205,800	25,000	13.83%	230,900	25,100	12.20%
4,000,000	2,660,000	237,000	273,100	36,100	15.23%	309,300	36,200	13.26%
5,000,000	3,460,000	297,800	345,900	48,100	16.15%	399,100	53,200	15.38%
6,000,000	4,260,000	358,600	418,700	60,100	16.76%	478,900	60,200	14.38%
6,255,999	4,461,600	374,000	437,100	63,100	16.87%	500,300	63,200	14.46%
6,500,000	4,660,000	389,000	455,100	66,100	16.99%	521,300	66,200	14.55%
9,518,183	7,366,364	570,700	630,000	59,300	10.39%	630,000	0	0.00%

夫婦2名世帯 年齢は65歳以上

夫が年金収入、妻は無収入又は国民年金のみ（所得ゼロ）で夫の控除対象配偶者、固定資産税額無し（資産割ゼロ）

（単位：円）

総収入金額	所得金額	現行税額	平成22年度			平成23年度		
			是正税額	現行差額	伸び率	是正税額	H22差額	伸び率
1,200,000	0	23,900	18,200	△5,700	△23.85%	18,600	400	△2.20%
2,380,000	1,180,000	124,500	138,500	14,000	11.24%	152,400	13,900	10.03%
3,000,000	1,800,000	171,600	194,900	23,300	13.58%	218,100	23,200	11.90%
3,500,000	2,250,000	205,800	235,800	30,000	14.58%	265,800	30,000	12.72%
4,000,000	2,625,000	234,400	270,000	35,600	15.19%	305,600	35,600	13.19%
4,500,000	3,040,000	265,800	307,700	41,900	15.76%	349,500	41,800	13.58%
5,000,000	3,465,000	298,100	346,400	48,300	16.20%	394,600	48,200	16.17%

国民健康保険税不均一課税の是正に伴う 保険税率の改正について ～住民説明会のお知らせ～

平成18年3月の町村合併に伴い、合併協議会の協定書における国民健康保険事業の取扱い事項として、「保険税率等については、現行(それぞれの町村のままの税率)のとおり新町に引き続き、合併特例法に基づき5年間は不均一課税とする。」としてきたところです。

合併特例法で認められている不均一課税は、平成22年度までのため、洞爺湖町国民健康保険運営協議会に諮問し、一部修正した内容での答申をいただきました。

つきましては、不均一課税の是正に伴う平成22年度及び平成23年度の保険税率等の改正(案)についての説明会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

記

開催日時 平成22年2月25日(木) 18時30分～

開催場所 洞爺総合センター1階和室

担 当	洞爺湖町住民課国保医療係
電 話	74-3002番

洞 爺 湖 町

社会教育施設・体育施設利用料改正（案）

資 料

洞爺湖町教育委員会 社会教育課

社会教育施設・体育施設利用状況

(単位:円、人)

施設名	利用人数	利用収入	管理経費				利用者1人当たりの町負担額	町民1人当たりの町負担額
			総額(減価償却費を含む)	施設管理運営費	利用者1人当たりの町負担額			
虻田ふれ合いセンター	19,503	262,500	8,404,466	5,004,446	417	802		
洞爺湖文化センター	6,437	371,000	24,745,537	11,016,757	3,787	2,360		
あぶた母と子の家	10,816	0	9,961,970	6,394,360	921	950		
総合センター	12,734	85,995	16,421,597	11,208,590	1,289	1,578		
文化交流会館	612		740,000	740,000	1,209	71		
あぶた体育館	16,171	80,100	10,381,022	7,624,502	637	990		
洞爺湖町プール	6,088	0	8,434,627	4,924,627	1,385	804		
虻田テニスコート	1,252	134,500	578,116	578,116	354	55		
学校プール	1,853		1,359,092	1,359,092	733	130		

虹田ふれ合いセンター

			午前	午後	夜間	全日
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	営利を目的として利用	現行	2,000	2,700	2,700	7,400
		改訂後	3,000	4,000	5,000	12,000
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	1,500	2,000	2,000	5,500
		改訂後	1,500	2,000	2,500	6,000
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	750	1,000	1,250	3,000
研修室	営利を目的として利用	現行	800	1,100	1,100	3,000
		改訂後	1,000	1,400	1,800	4,200
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	500	700	700	1,900
		改訂後	500	700	900	2,100
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	350	450	1,050
調理実習室	営利を目的として利用	現行	700	900	900	2,500
		改訂後	1,400	1,800	2,200	5,400
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	700	900	900	2,500
		改訂後	700	900	1,100	2,700
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	350	450	550	1,350
和室	営利を目的として利用	現行	700	900	900	2,500
		改訂後	1,000	1,400	1,800	4,200
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	500	700	700	1,900
		改訂後	500	700	900	2,100
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	350	450	1,050

洞爺湖文化センター

			午前	午後	夜間	全日
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで
ホール	営利を目的として利用	現行	50,000	50,000	50,000	150,000
		改訂後	40,000	50,000	50,000	140,000
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	25,000	25,000	25,000	75,000
		改訂後	20,000	25,000	25,000	70,000
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	10,000	12,500	12,500	35,000
会議室(本館)	営利を目的として利用	現行	1,000	1,000	1,000	3,000
		改訂後	1,400	2,000	2,600	6,000
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	1,000	1,000	1,000	3,000
		改訂後	700	1,000	1,300	3,000
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	350	500	650	1,500
会議室(別館)	営利を目的として利用	現行	1,500	1,500	1,500	4,500
		改訂後	2,000	3,000	3,000	8,000
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	1,500	1,500	1,500	4,500
		改訂後	1,000	1,500	1,500	4,000
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	500	750	750	2,000
和室	営利を目的として利用	現行	1,000	1,000	1,000	3,000
		改訂後	1,000	1,400	1,400	3,800
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	1,000	1,000	1,000	3,000
		改訂後	500	700	700	1,900
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	350	350	950

あぶた母と子の館

			午前	午後	夜間	全日
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで
アリーナ	営利を目的として利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	10,000	13,000	16,000	39,000
	スポーツに使用	現行	0	0	0	0
		改訂後	1,600	2,000	2,600	6,200
	上記以外で営利を目的 としない催しものに利 用	現行	0	0	0	0
		改訂後	5,000	7,000	9,000	21,000
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	800	1,000	1,300	3,100
研修室	営利を目的として利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	1,000	1,400	1,800	4,200
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	500	700	900	2,100
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	350	450	1,050
個人	小・中・高校生		無料	無料	無料	—

暖房料

利用区分	利用料金
アリーナ（スポーツに利用）	1時間ごとに 500円
アリーナ（営利・催し物に利用）	1時間ごとに 1,000円
その他（格技室・プレイルーム）	1時間ごとに 300円

※ 教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用する場合は半額とする

洞爺総合センター

			午前	午後	夜間	全日
			9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 21時まで
集会室	営利を目的として利用	現行	7,020	7,020	8,420	22,460
		改訂後	3,000	4,000	5,000	12,000
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	5,400	5,400	6,480	17,280
		改訂後	1,500	2,000	2,500	6,000
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	750	1,000	1,250	3,000
和室	営利を目的として利用	現行	1,300	1,300	1,560	4,160
		改訂後	1,000	1,400	1,800	4,200
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	1,000	1,000	1,200	3,200
		改訂後	500	700	900	2,100
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	350	450	1,050
大会議室	営利を目的として利用	現行	1,950	1,950	2,340	6,240
		改訂後	1,000	1,400	1,800	4,200
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	1,500	1,500	1,800	4,800
		改訂後	500	700	900	2,100
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	350	450	1,050
小会議室	営利を目的として利用	現行	650	650	780	2,080
		改訂後	650	650	780	2,080
	上記以外で営利を目的 としないものに利用	現行	500	500	600	1,600
		改訂後	500	500	600	1,600
	教育、スポーツ、文化、 福祉関係団体が利用	現行	0	0	0	0
		改訂後	250	250	300	800

あぶた体育館

			午前		午後		夜間		全日	
			9時から 時まで	12	13時から 時まで	17	17時から 時まで	21	9時から 時まで	21
個人利用	一般		150		150		200	一般開放時		
	高校生		100		100		150			
	小・中学生		無料		無料		無料			
専用利用	アリーナ	営利を目的として利用	現行	20,000		20,000		20,000	60,000	
			改訂後	10,000		13,000		16,000	39,000	
		スポーツに使用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	1,600		2,000		2,600	6,200	
		上記以外で営利を目的としない催しものに利用	現行	10,000		10,000		10,000	30,000	
			改訂後	5,000		7,000		9,000	21,000	
		教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	800		1,000		1,300	3,100	
	格技室	営利を目的として利用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	4,000		5,000		6,000	15,000	
		スポーツに使用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	1,000		1,600		2,000	4,600	
		上記以外で営利を目的としない催しものに利用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	2,000		2,500		3,000	7,500	
		教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	500		800		1,000	2,300	
	プレイルーム	営利を目的として利用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	500		700		900	2,100	
		上記以外で営利を目的としない催しものに利用	現行	0		0		0	0	
			改訂後	500		500		500	1,500	
		教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用	現行	0		0		0	0	
		改訂後	250		250		250	750		

暖房料

利用区分	利用料金
アリーナ（スポーツに利用）	1時間ごとに 500円
アリーナ（営利・催し物に利用）	1時間ごとに 1,000円
その他（格技室・プレイルーム）	1時間ごとに 300円

※ 教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用する場合は半額とする

洞爺湖町プール

利用料金			
	時間区分	日中	夜間
利用区分		9時から17時まで	17時から21時まで
個人利用	一般(1回)	200円	300円
	高校生(1回)	100円	200円
	小・中学生(1回)	無料	無料
専用利用	通常利用料(1コース～1時間)	500円	800円
	全館利用料(全6コース～1時間)	3,500円	5,600円
	幼児用及び低学年用プール(1時間)	200円	300円

文化交流会館

利用区分	利用料金
1団体	1ヶ月 1,000円

文化交流会館暖房料

利用区分	利用料金
1団体	1ヶ月 1,000円

テニスコート及び夜間照明施設利用料

利用区分		利用料金
1面	営利を目的として利用	1時間ごとに 1,000円
	スポーツに利用	1時間ごとに 500円
	上記以外で営利を目的としない催しものに利用	1時間ごとに 700円
	教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用	1時間ごとに 250円

夜間照明

利用区分		利用料金
1面	営利を目的として利用	1時間ごとに 1,000円
	スポーツに利用	1時間ごとに 500円
	上記以外で営利を目的としない催しものに利用	1時間ごとに 700円
	教育、スポーツ、文化、福祉関係団体が利用	1時間ごとに 250円

現在のテニスコート及び夜間照明施設使用料

施設名	利用料金	
テニスコート	1面	500円 (町民以外)
夜間照明施設	1面	1,000円 (町民以外)